

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの皆様へ

平成21年4月から平成22年3月までの1年間も、医療機関での窓口負担が今までどおり1割に据え置かれます。

平成18年度の医療制度改正により、医療機関での窓口負担が1割の方は、平成20年4月から2割に変更となる予定でしたが、政府による1割負担凍結措置により、1年間1割負担のまま据え置かれていました。

この凍結措置が平成22年3月31日まで再延長されることが決定しましたので、現在医療費が1割負担となっている方においては、国民健康保険高齢受給者証の差し替えが必要となるため、対象の方には新しい受給者証を3月下旬に送付します。

ここが変わります。
そのため、差し替えが必要となります。

国民健康保険高齢受給者証	
世帯主	年 月 日
姓	名
住所	
氏名	性別
氏名	性別
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	2割(平成21年3月31日まで1割)
有効期限	年 月 日
保険者番号	
印鑑登録住所	
生年月日	

見本

ご存知ですか？出産育児一時金受取代理制度

下野市国民健康保険に加入されている方が出産された場合、出産育児一時金が世帯主に支給になります。この出産育児一時金を、出産費用として医療機関等が世帯主に代わって受け取る制度が「出産育児一時金受取代理制度」です。この制度を利用すると、出産費用が「出産育児一時金の額」を超えた場合は、被保険者は超えた分だけを医療機関等に支払い、出産育児一時金の額未満の場合は、医療機関等へ出産費用を支払い差額を世帯主の口座に振込みます。

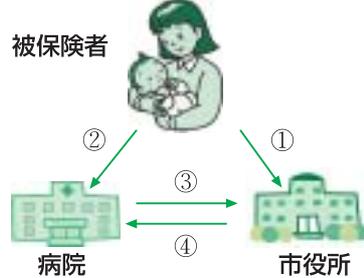
例：出産費用が40万円だった場合..(産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩した場合)

制度を利用しない場合



- ① 退院時に出産費用40万円を支払う
- ② 出産後、市役所に出産育児一時金の支給申請をする
- ③ 出産育児一時金が支給される(38万円)

受取代理制度を利用した場合



- ① 事前申請
- ② 退院時に出産育児一時金の額(38万円)を超える費用(2万円)を支払う
- ③ 病院から市役所へ出産育児一時金の請求
- ④ 出産育児一時金の額を病院へ支給する

利用できる方

- ・下野市国民健康保険に加入している出産予定の方
 - ・国民健康保険税を滞納していない世帯の方
- 他保険から出産育児一時金が支給される場合は利用できません。

手続きの方法

保険年金課国保グループ(国分寺庁舎)の窓口で書類をお渡しします。出産予定日の1か月前に、母子手帳をお持ちになり、手続きをお願いします。(4月以降は国分寺庁舎市民課が窓口となります)

出産育児一時金の額について

平成21年1月1日以降に出産(死産を含み、在胎週数22週以降の分娩)

産科医療補償制度に加入している分娩機関の医学的管理の下で分娩

上記に該当する場合、出産育児一時金35万に3万円加算し、38万円を支給します。

産科医療保障制度とは通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して赤ちゃんが重度脳性まひとなった場合に補償等をする制度です。

問い合わせ先

保険年金課 国保グループ ☎40-5558